

所報

第71号

管内の教育



出雲教育事務所

令和元年 9月

主な内容

- 1 「自分にとって大切にしたいこととは…」
- 2 市町派遣指導主事からの報告
- 3 進路保障をめざす人権教育について
- 4 「個別の教育支援計画」の作成は順調ですか？

「自分にとって大切にしたいこととは…」

調整監 熊谷 和夫

5月から6月にかけて管内すべての小中学校を教育事務所長と二人で訪問させていただきました。また、出雲教育事務所では、各種の学校訪問指導のほか、1学期のうちに「学力育成に係る学校訪問指導」として、すべての小中学校に担当指導主事がお邪魔しております。いずれの学校でも校務ご多忙の中、温かく迎え丁寧な説明をしてくださりましたこと深く感謝いたします。

それらの機会をとおして、各校が、自校の児童生徒に身につけさせたい力やめざす子ども像を明確にされ、日々の教育活動に熱心に取り組んでいらっしゃることを再確認することができましたし、特に「働き方改革」と「服務指導の充実」についてのお話も聞かせていただきました。

県教育委員会は今年3月、①教育の質の向上 ②教職員の心身の健康保持 ③仕事と生活の充実 ④教職をめざす人材の確保を目的に、「教職員の働き方改革プラン」を示しました。それを受けて、各市町や学校では、職員会議の精選、タイムカード等による実態把握と勤務時間の意識化、勤務時間外の留守番電話での対応、学年ごとの定時退庁日の設定、職員への働き方改革アイデア募集など、様々な取組が実施されています。①～④に記載した目的を見失って、ただ単に超過勤務の縮減ばかりを叫んでも学校現場からは不満しか出てこないでしょう。児童生徒のため、教職員自身のために働き方改革が必要なことを、今一度確認したいと考えます。

私自身のことを振り返ってみますと、中学校の教諭として勤務していた頃は、とにかく部活動に熱心な教員でした。超過勤務を気にすることなどなく、生徒への加重負担もあまり考えず、ただ生徒の心身の成長のために自分はひたすらやっているつもりでした。ある時先輩から「あなたは自分が学生時代にやってきた競技をそのま

ま部活動顧問としてずっとやっているのだから幸せだ。しかしすべての教員がそうではなく、自分の専門でなくても何とか頑張っている者もいる。そこにも気づく必要がある。」と指摘されたのです。自分は部活動指導をしたいから、やっつけて苦痛などないということ、周りの人にも同じように求めていたかもしれないと気づかされた言葉でした。また、全国大会出場が決まり喜んでる私に、母が「全国大会出場おめでとう。でも、ここへたどりつくために、家庭のことを何もせず、すべて妻や親にまかせてきたことを忘れてはいけません。」と言ったことも忘れられません。ワークライフバランスがまったくとれていなかったことを反省させられた言葉でした。

学校で行われている教育活動に意味のないものは一つもありません。ですから、教育活動を縮減することが難しいことも確かです。しかし、使える時間には限りがあります。児童生徒や教職員が加重負担で押しつぶされることのない、持続可能な教育活動でなければなりません。これまでやってきたことだから削ることができないというのではなく、より教育効果を上げるために、どこを削り、何を見直すべきかを点検する必要があります。風通しのよい雰囲気職員室で様々なアイデアが出され、児童生徒と教職員一人一人を大切にしたい教育活動がより一層展開されることを期待しています。



市町派遣指導主事からの報告

「つながり、共有して進める特別支援教育」

出雲市派遣指導主事 井上 裕史

出雲市では、特別支援教育補助者、特別支援介助者を市内小中学校に配置しており、県からはにこにこサポートティーチャーが配置されている学校もあります。特別支援教育の充実のため、こうした多くの方たちが学校に配置されていることによる効果と課題について整理して考えました。

【効果】

- ・一人一人に合わせた支援が充実する。
- ・児童生徒の安全確保や情緒的安定を図ることができる。
- ・授業者が全体の指導に専念できる。

【課題】

- ・連携するために時間と労力がかかる。
- ・関わり方によっては自立の妨げになる可能性がある。

二つの課題について考えてみます。特別支援教育補助者や特別支援介助者を対象とする研修会を開催した際の感想には、「先生方とより連携を図っていききたい。」「いきすぎた支援にならないようにしていきたい。」等の感想が見られ、課題に挙げた二つのことについての大切さが認識されてきています。また、にこにこサポートティーチャー対象の研修会も毎年開催されており、学校訪問した際に様子を観察すると、きめ細かな指導が行われていることがわかります。

そうした個々の資質の向上を図る取組を行うと同時に、学校が二つの課題を克服し、子どもたちに関わる様々な立場の人を、いかに「チーム」としてまとめて支援体制をつくっていくかということが重要になってきます。ここで訪問させていただいた学校で行われているいくつかの工夫について紹介します。

【支援体制充実のための工夫】

- ・「子ども支援ファイル」(個別の教育支援計画)をテーブルに置いて支援会議を行っている。
- ・連絡ファイル等のツールを使って情報共有を日常的に行っている。
- ・支援会議では方針を決めて「いつ」「誰が」「何をする」など役割分担を決めるところまで行っている。



学校内にとどまらず、医療・福祉機関との連携が必要な今、関わる大人がつながり、考えを共有して子どもたちを支援していくことが大切だと思います。

「学校訪問より」

雲南市派遣指導主事 平等 健夫・尾崎 一夫・西 裕里

5月から7月にかけて市内小学校15校、中学校7校の学校訪問を行いました。「誰もが安心して過ごせる学校づくり、どの子どもわかりやすい授業づくり」をめざし、日々努力を重ねていらっしゃる先生方の熱意が伝わってきました。その取組や課題についてお知らせします。

全体を高めていくための取組

～雲南市授業づくりのポイントの視点から～

- 整合性のとれた「めあて」と「まとめ」・「振り返り」
 - ・めあてについてはほぼ定着している。今後はさらなる質の向上と、まとめ・振り返りの充実を図る必要がある。
- 効果的な言語活動の位置付け
 - ・単元のゴールを明確にし、児童生徒と共有しながら学習を進めることで、児童生徒が見通しをもって学習に取り組んだ。
- 子ども同士の関わりの意図的な設定
 - ・日頃から意識して児童生徒同士が関わる機会を設定していると、課題に向かって意欲的に取り組むことができる。
- 教師は子どもの意見をつなぐ立場で
 - ・教師が児童生徒の意見を関係付けたり、価値付けたりすることで、自らの力で学習したという満足感につながっていた。
- タイムマネジメントを意識した授業構成
 - ・学習の流れを示すことは、支援を必要とする児童生徒にとっての学びやすさにもつながる。

個を支えていくための取組

- アンケート Q-U の活用
 - ・学級集団の状況や児童生徒一人一人の様子を把握分析し、学級づくりや児童生徒の指導に活用されていた。
- 校内支援体制の整備
 - ・校内支援会議を開催し、担任だけでなく全教職員で児童生徒の支援を進める学校、合理的配慮や学習障がいについて職員の理解を深め支援に役立てようとする学校が増えた。
- 関係諸機関との積極的な連携
 - ・SC、SSW、子ども家庭支援センター、福祉部局、医療機関などと連携し、児童生徒のみならず、家庭支援を含めた丁寧な対応を心がけている学校が多く見られた。

(今後の課題)

以下の課題について、先生方との対話を大事にしながらか一緒に考えていきます。

- ・子ども同士の関わりを教師がつなぎながら学びを深める授業づくりについて、市内の実践を紹介します。
- ・雲南市の不登校対策と不登校児童生徒への支援の充実を図っていくために作成した「雲南市不登校対策ガイドライン」の活用を図ります。
- ・児童生徒に対して長期的な視野に立った支援が適切に行われるよう教職員研修のあり方を検討します。



「奥出雲町らしい教育の充実に向けて」

奥出雲町派遣指導主事 糸原 保弘

5月から7月にかけて、町内12の小中学校を訪問し、各校の学力育成策に基づいて工夫された取組を見せていただきました。そのいくつかを紹介します。

○朝と放課後の時間の日替わり活動

小規模校であることを生かし、毎朝全校朝礼を実施。その内容も「スピーチタイム」「全校遊び」など日替わりで工夫されています。放課後も体育行事の練習や補充学習等に有効に利用されています。

○学校図書館活用教育

読書に親しむとともに、情報を適切に活用する能力を育成することをめざして、学校が選定した「読書百選」の読破をめざす取組や、児童同士の相互読書や親子読書、教科授業における担任・司書教諭・学校司書の連携、児童一人一人に応じた選書指導など様々な学校図書館活用教育の取組が行われています。

一方、奥出雲町では平成30年度に教育魅力化協議会を立ち上げ、学校(園)・家庭・地域の連携を図り、奥出雲町らしい教育の充実をめざしています。2年目を迎えた今年度の総会において、めざす子ども像を「奥出雲町への愛着と誇りを持ち、自らとふるさとの未来を切り拓こうとする子ども」とし、その実現のための三つの柱「ふるさと教育」「キャリア教育」「学力育成」を決定しました。

その一つである「学力育成」については、以下の「5つの学力育成策」を策定しています。

- ① 自己肯定感を育む学校経営、学級経営を通し、児童生徒の人間形成、健康づくりを推進する。
- ② 一人一人に応じた指導・支援により、「生きる力」の基礎となる学ぶ意欲と学び方、確かな学力を育成する。
- ③ 中学校区ごとに一貫した育成策を策定し、家庭・地域と連携した取組を推進する。
- ④ 校内における教員同士の学び合いを大切にし、授業力、指導力の向上を図る。
- ⑤ 各学校で、「学力調査」の分析・考察を行い、学力育成プランのPDCAサイクルを推進する。



今後も各学校(園)の独自性を生かしつつ、学校種間や家庭・地域との連携を図り、奥出雲町として、系統性のある教育を推進していきます。

「飯南町版 キャリア・パスポート」

飯南町派遣指導主事

片岡 千修



飯南町では、学校・家庭・地域が連携しながら子どもたちの実態や小規模校の特性に応じた特色ある保育所・学校づくりが行われてきました。また、保育所保育指針、小学校・中学校・高等学校の学習指導要領の改訂により、保小中高18年間を見通した学びの連続性がさらに強調されました。そこで、縦と横の連携を重視し、学校・家庭・地域が一体となって、幼児期から子どもたちの発達の段階に応じた教育を展開していくとともに、キャリア教育、ふるさと教育の推進を図っていくことが重要だと考えています。

そこで、令和元年度から4年間を計画期間とする「第2期 飯南町保小中高一貫教育基本計画(飯南型 保小中高一貫教育 2.0)」を策定しました。この計画において、飯南町で育てたい7つの資質・能力を「主体性」「課題発見力」「計画力」「創造力」「巻き込む力」「実行力」「発信力」と設定しました。そして、この基本計画に基づいて、飯南町の子どもたちをふるさとの未来を担う人材として、生涯にわたってたくましく生きていく力を育成していくために、学校・家庭・地域との協働のもと、飯南町ならではの魅力ある保小中高一貫教育を推進していくことにしました。

さらに、令和2年度から実施される『キャリア・パスポート』についても、保育所から高等学校までの共通様式である、飯南町版キャリア・パスポート『未来への架け橋』の作成に取り掛かりました。飯南町で育てたい7つの資質・能力をもとに、就学前から高等学校卒業までの各段階で「つきたい力」の系統表を作成し、具体的で分かりやすく設定することで、振り返りがしやすいように考えています。また、保育所(就学前)からの活動(子どもの描いた絵など)を記録し、高等学校まで蓄積することで、飯南町らしいキャリア教育の推進を図りたいと考えています。





出雲教育事務所の人権・同和教育指導員2年目になります。昨年度から進路保障に関わる様々な講演会、研修会やフィールドワークに参加させていただき、これまでよく知らなかったり、意識していなかったりした多種多様な人権課題を知る機会が増え、人権教育に対する認識を新たにすることができました。

しまねがめざす人権教育は、人権教育指導資料第2集に示されています同和教育の成果である「進路保障」を柱とした教育活動です。この「進路保障」とは、すべての子どもたちの実態と背景に目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち「生きる力」を育んでいこうという理念です。そして、人権教育でめざす姿は、差別をしない、差別を許さない（差別に逃げない、差別に流されない）毅然とした態度のとれる人、他者を大切にするとともに自分を大切にできる人を育てることです。このためには、教職員の人権感覚を養うことと各学校の進路保障の取組の充実を図ることが必要であると思います。子どもたちにきちんと指導していくためには、教師の「人権感覚」「人権意識」が研ぎ澄まされていなければなりません。私たちは、無意識に偏見をもち、差別をしていることがあります。毎日接する子どもや保護者、地域の方との関わりの中で、自分の心の中に無意識な偏見や差別がないのか再確認してみる事が大切だと思います。そして、子どもたちの中に不当な偏見や差別があることに気づく目、それを見逃さない目をもっていなければいけないと思います。

また、教職員が一人一人の子どもと関わっていく中で子どもの思いや願い、生活環境や人間関係等の背景に目を向ける姿勢をもつことです。気になる子どもに対して、なぜこの子どもはこのような行動をとるのかということを理解しようとする関わりから、その背景に学校の中で「いじめ」や家庭内で「虐待」があったり、「障がいがあること」や「本人・保護者が外国籍であること」等により、何らかの困難を抱えていたりすることがわかる場合があります。その子どもの抱えている困難を早く取り除いてやり、安心して学校生活を送れるようにしてやらなければなりません。

出雲教育事務所管内には、進路保障に係る児童生徒支援加配校があります。1学期に前期の学校訪問をする中で各学校における進路保障に関わる取組、現状や課題について聞かせてもらいました。不登校や学校への行き渋りのある児童生徒の状況を聞くにつけて、背景に前述した問題がある場合や、はっきりした理由がよくわからない場合があります。すぐに解決できない難しい課題もありましたが、課題解決に向けて人権・同和教育指導員として少しでも各学校のお手伝いができたらと思います。

「個別の教育支援計画」の作成は順調ですか？

学校教育指導主事 梶谷 和楽

「個別の教育支援計画」作成については、特別支援学校、特別支援学級在籍児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒に対して義務づけられました。各市町に様式があり、作成されていることと思います。

留意事項

1 基本的な考え方

- (1) 教育的ニーズを正確に把握し、幼児期から学校卒業までを通じて一貫した的確な支援を行うことが目的である。
- (2) 学校、保護者、関係機関等とが連携を深め、切れ目ない支援を行うためのものとする。
- (3) 作成を通して、長期的な視点から目標を設定し、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする。
教育支援計画に係る内容は、全教職員共通理解すべき重要な情報となるものである。
- (4) 指導内容や指導方法の工夫を検討する際、個別の指導計画に生かしていくことが重要である。
個別の指導計画とは、その目的や活用方法に違いがあることに留意し、相互の関連性を図る。

参考にしてください。



2 作成

- (1) 保護者、本人と十分相談し、支援に関する意向や将来の希望を正確に把握し、整理して記載する。

3 活用した関係機関等との連携

- (1) 関係機関としては、医療機関、児童発達支援や放課後等デイサービス等が考えられる。
- (2) 関係機関等との情報共有に当たっては、本人や保護者の同意が必要である。

「切れ目ない支援」研修会
令和2年2月7日（金）午後
島根大学 原広治先生

島根県では今年度から3年間切れ目ない支援の充実に向けて体制整備のための研修を行っていきます。出雲教育事務所では、上記の研修会を実施いたします。

後日詳細をお知らせします。

